

豊田市学校教育情報システム運用管理支援業務委託 仕様書

1 基本的事項

(1) 総則

豊田市及び学校教育情報システム運用管理支援業務委託受託者（以下「受託事業者」という。）は、学校教育情報システム運用管理支援業務委託の履行について、「豊田市個人情報情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記」に定めるもののほか、この仕様書に従い、関係法令を遵守して行わなければならない。

(2) 概要

ア 豊田市立小・中・特別支援学校（104校）、教育委員会及び市長部局の一部（以下「利用施設」という。）における情報システムと学校間ネットワークの円滑な運用を図るため、各種業務を遂行する。

イ 情報システムとは、豊田市教育センターが管轄するサーバ、パソコン、その他周辺機器及びソフトウェア等をいう。

ウ 学校間ネットワークとは、利用施設を相互に結ぶネットワークで、校務系ネットワークと学習系ネットワークの2系統のネットワークをいう。なお、詳細な環境については、仕様書別紙1を参照すること。

2 業務期間等

(1) 業務期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。

（委託期間の開始日から令和9年3月31日までは準備期間とする。）

(2) 業務時間

平日（12月29日から翌年1月3日を除く。）の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、情報システム導入支援、センターサーバ・サービス運用管理及び障害復旧に必要な作業等がある場合は、この限りではない。

3 業務場所等

(1) 業務拠点

業務を円滑に遂行するため豊田市教職員会館内に事務所を設置すること。

ア 設置に当たり、「豊田市行政財産目的外使用料条例」に基づき算出される目的外使用料を支払うこと。

イ 固定電話回線を設置すること。必要な場合、業務拠点となる事務所に引き込み工事を実施すること。その際の工事費用・機器費用等は受託事業者負担とする。なお、契約期間内に発生する工事等については全ての費用を受託事業者が負担すること。

ウ 校務系・学習系回線については、業務拠点となる事務所に引き込み工事を実施すること。その際の工事費用・機器費用等は受託事業者負担とする。なお契約期間内に発生する工事等については全ての費用を受託事業者が負担すること。

(2) 業務訪問地

業務に応じて学校及び利用施設、データセンターに訪問すること。

4 要員の配置

(1) 総則

ア 受託事業者は、豊田市のシステム環境の運用及び業務内容に必要なとなる十分な要員を確保し、円滑な実施体制を構築すること。

イ 次の(2)から(6)に掲げる者を含む業務従事者全員の氏名・所属を記載した実施体制表を、年間工程表とともに業務開始後20日以内に豊田市へ提出すること。

なお、(2)から(4)に掲げる者(以下「業務担当責任者等」という。)について、兼務は認めない。

ウ 要員について協力会社の社員を配置する場合は、委託業務再委託承認申請書を事前に提出し、豊田市の承認を得ること。

エ 次の(2)に掲げる業務担当責任者については、受託事業者の社員であること。

オ 業務担当責任者等については、受託期間中、提案書に記載した者を本業務に配置すること。原則として業務担当責任者等の交代は認めない。退職、健康上の理由等、真にやむを得ない事由によるときは、事前に豊田市の承認を得て、同等以上の資格・経験を有する者を配置すること。

(2) 業務担当責任者

業務全般についての管理者として、教育情報化コーディネーター3級以上又はIPA 応用情報技術者資格を有する者を常駐で配置すること。

(3) ヘルプデスク主担当者

問合せ業務を担当する従事者のうち、主担当者として問合せ対応に従事経験のある者を常駐で配置すること。

(4) 情報技術担当者

Windows Server やクラウドサービス、ネットワーク技術を始めた情報技術に精通しており、情報資産運用支援、センターサーバ・サービス運用管理、情報システム導入支援、タブレット管理等の業務に従事経験のある者を常駐で配置すること。

(5) アカウント管理担当者

アカウント管理に関する業務経験のある者を配置すること。

(6) ICT 支援員

学校現場に訪問し、児童生徒や教職員とコミュニケーションを取ることができる者を配置すること。

5 業務の内容

(1) 管理業務

ア 利用施設における情報システムと学校間ネットワークに対し、今後の更新を見据えた計画について提案すること。

イ 本業務を円滑に実施するために BCP 監査及び改善を実施し、想定外の事象等で本業務に支障が出た場合、迅速な対策を講じ豊田市の承認を得ること。

ウ 文部科学省及び近隣自治体の情報収集を行い、今後の豊田市での運用提案及び最新技術を活用した運用提案をすること。

エ 管理業務は受託事業者自身が行うこと。

(2) その他一般の業務

- ア ヘルプデスク
- イ アカウント運用
- ウ 情報資産運用
- エ センターサーバ・サービス運用管理
- オ 情報システム導入支援
- カ ICT支援員派遣
- キ 教育センターICT 推進支援

なお、詳細な業務内容については、仕様書別紙 2を参照すること。

6 情報セキュリティ体制

- (1) 受託事業者及び受託事業者の協力業者で本業務に係わる業者（以下「受託事業者等」という。）の要員は、本業務を遂行する上で知りえた秘密を、本業務以外に流用してはならない。
- (2) 受託事業者等の要員は本業務を遂行する上で知りえた秘密を、第三者へ漏えいしてはならない。
- (3) 受託事業者等の要員は「豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記」にある管理を適切に行うこと。
- (4) 本業務は児童生徒の個人情報を取り扱うため、セキュリティ文書を提出すること。

7 他案件受注等の制限

受託事業者等については、業務期間中及び業務終了後 1 年間は、豊田市教育センターが担当となる情報システムの導入案件を受注できないものとする。情報システムとは以下の全てを満たすものとする。

- (1) サーバ、パソコン、その他周辺機器及びソフトウェア等から構成されるもの（周辺機器のみ及び本業務の遂行上必要な情報システムの導入は除く。）。

8 一括再委託の禁止

- (1) 受託事業者は、業務の全部を一括して又はこの仕様書に定める主たる部分を第三者に再委託することはできない。
- (2) この業務における「主たる部分」とは、この仕様書にある 5（1）管理業務をいう。
- (3) 受託事業者は、コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿のワープロ打ち、印刷、製本、参考書籍・文献購入、消耗品購入など当該業務の付随的・補助的業務にあたらぬ簡易な業務の再委託に当たっては、甲の承認を必要としない。
- (4) 受託事業者は、上記（2）及び（3）に規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により豊田市の承認を得なければならない。
- (5) 受託事業者は、再委託先に対して本契約における受託事業者の義務と同様の義守させ、その行為について一切の責任を負う。

9 業務報告書の提出

- (1) 豊田市へ毎月業務報告書を提出すること。
- (2) 業務報告書の形式及び提出期日は、事前に豊田市との協議により決定すること。
- (3) 報告書はファイルで提出すること。

10 業務の登録及び引継ぎ

- (1) 学校における情報を共有、蓄積するために、報告用データベースを提供すること。
- (2) 学校における情報とは、教育支援報告・問合せ対応報告・学校訪問報告・ICT支援員訪問報告・打合せ議事録を指す。報告用データベースに求める機能は以下のとおりとする。

ア 簡易な方法で登録できること

イ 報告書形式で出力できること

ウ データを取り出して分析できること

エ 特定のユーザーが場所・端末・時間を問わず複数名同時にアクセスできること

- (3) 過去の学校における情報の登録

ア 豊田市に導入された機器に関する運用、障害対応等を把握するため、教育センターに蓄積された過去の報告書を上記(2)で提供される報告用データベースに登録すること。PDFを閲覧可能にするような登録ではなく、検索、集計等ができる状態で登録すること。なお、令和8年4月1日現在、以下の報告書枚数である。

(ア) 問合せ対応報告 23,000件

(イ) 学校訪問報告 500件

(ウ) 打合せ議事録 750件

(エ) ICT支援報告 3,500件

(オ) 教育支援報告 1,200件

イ 登録した情報を分析し、豊田市立小中特別支援学校及び関連施設における業務の最適化を提案できること。

- (4) 上記(1)から(3)で登録された学校における情報については、定期的に豊田市に報告するものとし、本業務の終了後はすべての情報をデータ形式で豊田市に提出すること。なお、提出するデータ形式は、豊田市との協議によって決定をすること。

- (5) 資料提供及びアドバイス

受託事業者等は、本業務の終了後、次の受託事業者への業務引継ぎに際して、豊田市が必要と判断し、本業務に係る資料の提供又はアドバイスを求めた場合は、これに応じること。

- (6) 費用負担

上記(1)から(5)に係る費用は受託事業者の負担とすること。

11 委託料の支払い

- (1) 契約金額の支払いは、毎月末を支払整理日として、36回の分割払いとする。
- (2) 各年度の支払額は、契約金額から消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）相当額を除いた額の12/36に、その額に係る消費税相当額を加えた額とする。た

だし、契約金額から消費税相当額を除いた額の12/36に100円未満の端数が生じたときは、その端数の合計額を最終年度にあわせて支払うものとする。

- (3) 各回の支払額は、各年度の支払額から消費税相当額を除いた額の1/12に、その額に係る消費税相当額を加えた額とする。ただし、各年度の支払額から消費税相当額を除いた額の1/12に100円未満の端数が生じたときは、その端数の合計額を当該年度の最終回にあわせて支払うものとする。

12 協議

本仕様書及び別紙に記載の無い事項は、必要に応じて豊田市と受託事業者で協議の上、決定するものとする。

<別紙一覧>

別紙1：豊田市環境

別紙2：業務内容